



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 神鋼鋼線工業株式会社  
代表者名 取締役社長 小 南 孝 教  
(コード番号 5660 東証 2 部)  
問合わせ先 常務取締役総務本部長兼総務部長  
藤 森 直 樹  
(TEL 06-6411-1051)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 83 回定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるように、業務執行を行わない取締役及び監査役と責任限定契約の締結を可能とするため、定款第28条（取締役の責任免除）および第36条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、第 28 条の規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条 (取締役の責任免除)</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第 28 条 (取締役の責任免除)</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 36 条 (監査役の責任免除)</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第 36 条 (監査役の責任免除)</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以 上